

茨城キリスト教学園高等学校同窓会会則

第1章 総則

第1条 本会は茨城キリスト教学園高等学校同窓会と称する。

第2条 本会は会員相互の親睦を計り、母校との連絡を保ち、母校の発展に協力することを目的とする。

第3条 本会は事務局を茨城キリスト教学園内（〒319-1295 茨城県日立市大みか町 6-11-1 電話 0294-52-3215）におく。

第2章 会員及び役員

第4条 本会は下記の会員をもって組織する。

1. 正会員 母校の卒業生、及び母校に在学したもので幹事会の推薦により会長が承認したもの。(以下会員と言う。)
2. 名誉会員 母校の現職員、及び旧職員。
3. すべての会員は、その居住する地区又は希望する地区の支部に属する。
4. すべての会員は、住所、氏名、職業等の変更があったとき、ただちに本会に報告することを義務とする。

第5条 本会には下記の役員を置くことができる。各役員の任期は二年とし、再任を妨げない。

(第1項 役員について)

1. 名誉会長 1名 歴代会長の中から、役員会が推薦し、常任幹事会の承認を受け置くことができる。
2. 会長 1名 会員から総会で選出し、会務を統轄し、本会を代表する。また、本会を代表し学園評議員に就任する。
3. 副会長 5名以内 会員の中から、総会で選出し、会長を補佐し、総務・広報・企画委員会及び、特別委員会等の会務を分担・統轄する。
また、会長が事故あるときは、副会長がこれを代行する。
4. 委員長 3名以上6名以内
本会には、総務・広報・企画委員会を常設委員会とし、必要に応じ特別委員会を、常任幹事会の承認を受け設置することができる。
また、各委員会には委員長1名、副委員長1名を置くこととする。
5. 常任幹事 30名以内
会員より会長が指名し、各副会長を補佐し、それぞれの委員会に所属し運営にあたる。
6. 幹事 各卒業年度毎に若干名
各卒業年度毎に所属会員より選出し、当該年度の企画運営にあたり、会務を処理する。
7. 会計監査 2名 会員より総会で選出し、本会の会計を監査し、総会に報告する。
8. 顧問 必要に応じて顧問をおくことができる。
9. 名誉顧問 若干名 母校の現校長、及び歴代会長の中から、常任幹事会の推薦により置くことができる。
10. 会友 役員及び常任幹事を引退後、入会することが出来る。各事業開催時には支援・協力にあたる。

(第2項 役員選出について)

1. 会長・副会長・会計監査は正会員の中から、常任幹事会において選出する。
2. 選考方法は、常任幹事会において「役員選考委員会」を設置し、選考後常任幹事会にて決定する。
3. 常任幹事会で決定した役員は総会において承認される。

第3章 会議の種類

本会の運営のために、下記の会議を開催することができる。

第6条 総会

総会は毎年1回定期に会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時に招集することが出来る。

第7条 総会は下記の事項を行う。

1. 事業報告並びに事業計画の審議。
2. 予算・決算及び、規約の設置並びに改正。
3. 役員選挙。
4. その他の主要事項の審議並びに決定。

第8条 総会の議決は、出席人員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第9条 緊急を要する場合及び、総会を招集することが困難であると会長が判断した場合は、前条の規定に拘わらず常任幹事会において、これを代行することが出来る。

第10条 役員会 役員会は、会長・副会長・委員長の会員で構成し、常任幹事会の前に開催する。
また、会長が必要と認めるときに開催することが出来る。

第11条 常任幹事会 必要に応じて会長が招集し、本会の重要事項を審議する。ただし、議決は出席者の多数決によるものとする。

第12条 委員会 委員長が必要認めるとき、開催することが出来る。

第13条 幹事会 会長が必要と認めるとき、各卒業年度の幹事を招集し開催することが出来る。

第4章 委員会の役割

第14条 総務委員会

1. 総会資料の作成及び総会の運営。
2. 会計の管理
3. 規約の検討
4. 事務局の運営
5. 同窓会ホームページの作成及び管理
6. その他庶務に関する業務

第15条 広報委員会

1. 広報誌作成
2. その他広報に関する業務

第16条 企画委員会

1. ホームカミングデイの企画及び運営
2. 学園祭出展の企画及び運営
3. その他同窓会イベントの企画及び運営

第17条 特別委員会

会長が必要と認めるとき、常任幹事会の了承を得て設置することが出来る。また、委員は会長が委嘱する。

第5章 会計

第18条 本会の会計年度は4月に始まり翌年3月に終わる。

第19条 正会員は入会費・終身会費として、10,000円を納入する。

第6章 補助

第20条 支部の設置は、その地区に居住する会員またはその地区に設置を希望する会員が50名以上ある場合、会役員とその地区会員が協議して行う。

第21条 支部の企画運営は所属会員の互選によって選出された役員がその任にあたる。

第 22 条 支部の役員の構成、その他運営に関して必要な事項は支部の規約において定める。

第 23 条 属すべき支部のない会員は、事務局のある地区の支部に属する。

昭和 41 年 4 月 24 日	改訂
昭和 46 年 11 月 28 日	一部改訂 (会費及び会長職務)
昭和 48 年 11 月 3 日	一部改訂 (会費及び後援会拠出)
昭和 57 年 4 月 28 日	一部改訂 (会役員及び機関)
昭和 59 年 6 月 17 日	一部改訂 (会費及び役員)
平成 10 年 6 月 7 日	一部改訂 (会費及び役員)
平成 11 年 6 月 6 日	一部改訂 (役員)
平成 16 年 6 月 13 日	一部改訂 (役員)
平成 17 年 6 月 12 日	一部改訂 (役員)
平成 18 年 6 月 4 日	一部改訂 (役員)
平成 24 年 6 月 3 日	改訂
平成 25 年 6 月 8 日	一部改訂 (総則)
平成 28 年 6 月 4 日	一部改訂 (役員および役員会)